

【ABC 消費者情報 Vol. 72】

◎新しい手口の健康食品の送り付け商法にご注意を！

健康食品を試供品として送り付け、あとで高額請求をするという手口の相談が、9/17 と 9/18 に計 3 件寄せられました。代引きでない配達方法を使って商品を受け取りやすくする「送り付け商法」の新しい手口の疑いがあります。

■相談事例

○高齢の母親が電話で勧誘され商品が配達されてきたので、家族が発送元の会社に電話すると、「お試しの健康食品を送った。」と言われた。しかし、請求書が同封されており、業者が自宅まで数回来て支払いを要求された。

■新たな手口のポイント

○代引き配達でないこと（代引き配達でないため、消費者に安易に受け取らせる狙いがあると思われます。）

○お試し商品として勧誘していること（価格を勧誘時に伝えていません。）

■アドバイス

○心当たりのない商品が配達されたときは、受取拒否をし、家族に確認しましょう。

○代金を自宅に直接受け取りに来る事例もあるようです。不審な配達物や訪問があったときは、すぐに家族や消費生活センターに相談しましょう。

○脅迫的な言動を受けて代金を請求されたときなどは、最寄りの交番や警察に連絡しましょう。

■鹿児島市消費生活センター

Tel: 099-252-1919

■警察総合相談電話

Tel: 099-254-9110

■バックナンバーはこちら

http://www.city.kagoshima.lg.jp/_33658.html

（参考）vol. 62 「注文していない健康食品の送りつけ商法」

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611